

# Valued Company

公的助成を受けるに値する、価値ある事業を展開する企業を紹介するシリーズです。

障がい者  
雇用

## テレワークなら、やれる。 株式会社カラフィス／リーフラス株式会社



「能力に着目し、戦力として迎えてほしい」と語る三井氏。

新型コロナウイルス禍で、急速に普及したテレワーク。「やってみたら、在宅でもできる仕事だった」と驚いている方も多いのではないのでしょうか。ならば、もう一歩進めて、「その仕事ができる人なら、障がいの有無は関係ない」と考えることも可能。障がい者雇用に、テレワークという新しい選択肢が生まれるのです。そこで今回は、日本で唯一、障がい者の在宅勤務に特化した採用支援を行っている株式会社カラフィスの三井正義代表に取材。さらに、同社を通じて人材を獲得したリーフラス株式会社を紹介します。

### 障がい者のテレワークに、2つのメリット。

「私自身、目からうろこが落ちる体験でした」

三井氏は、前職でリクルートグループの特例子会社<sup>※1</sup>を運営して

いた。当時、グループの人員が増え続け、毎年約50人の障がい者を新規採用しなければ法定雇用率<sup>※2</sup>を達成できない事態になり、2016年に苦肉の策で始めたのが在宅勤務。これが思わぬ成果をあげたのだ。

「グループ各社の総務や経理、人事などの事務の受託で、80人を超える障がい者の方にテレワークで活躍してもらいました。能力がありながら就労できていない隠れた人材が、全国にたくさんいらしたのです」

地方には法定雇用率の対象になる企業が少なく、障がい者の就職機会に限られる。通勤の必要がないテレワークなら、企業は遠方からでも優秀な人材を採用でき、障がい者は持てる力を発揮できる場が広がる。

さらにテレワークは、特に精神障がい者の就業に有効だという。「統合失調症や発達障害などの方は、高い潜在能力をもっている場合があります。けれど、対人コミュニケーションが苦手な、力を生かし切れません。その点、テレワークは接触が間接的で、しかしつながっている感じもあるので、精神の安定にとっても良いようです。暮らし慣れた自宅で作業できるのも、プラスですね」

厚生労働省の資料<sup>※3</sup>によると、18歳～64歳で在宅の障がい者のうち、精神障がい者は約58%。人材発掘の余地は大きいですが、一方、精神障がい者は定着率が低いといわれる。「障がい者雇用には合理的配慮義務が課されます。その“配慮”が“遠慮”になって壁ができ、結局続かなくなるケースが往々にして見受けられます。でも、私の経験では、在宅勤務の方はほとんど辞めませんでした」

テレワークなら、一般社員の働き方とそれほど変わらず、「配慮」というより、特有のつきあい方がある」と考えたほうがいい。その「つきあい方」の実際を、リーフラスの事例でみてみよう。

### 必要としている、その気持ちを常に伝える。

リーフラスは、スポーツスクールやイベントの運営、体育教育や部活動の支援など、スポーツ関連の事業で急成長。そのため法定の雇用者数も増え、昨年(20年)から障がい者雇用を強化しようと、カラフィスの紹

「在宅障がい者を採用したい」  
人事・採用担当者の悩みに応えます

株式会社カラフィス 〒230-0051  
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央  
4-32-21 マエダ中央ビル3F  
☎045-900-1238  
https://www.coloffice.com



リーフラス株式会社 〒150-6017  
東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー17F  
☎03-6451-1341 https://leifras.co.jp

介で在宅勤務者を3人雇い入れた。採用の順に、Aさんは身体障がい、BさんとCさんは精神障がいを抱えている。3人のマネジメントを行うのは、人事部・部長補佐の若林裕氏。ここでは、B・Cさんの働きぶりを紹介しよう。

まずBさん。マイクロソフトオフィススペシャリストの資格を持ち、現在、人事システムを移行するに当たっての準備作業を主に担っている。データベースを自動変換す

※1 障がい者の雇用に特別な配慮をした子会社。その雇用者を親会社やグループの実雇用率に算入できる。 ※2 事業主の義務として課される障がい者雇用率(現在、民間企業の場合2.3%。従業員43.5人以上の企業が対象)。 ※3 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第4回)厚生労働省説明資料」(2019年12月)より。

るために、仲介するテンプレートを作成するなどの作業だ。若林氏は、「スキルは当社の中でもトップクラス」と評価する。

「新旧のシステムを両方理解して、変換にはどういう関数を組めばいいか、自分で判断して進めてもらっています。Bさんは物事を深く追究するので、作業の範囲を限定し、求める結果を決めてあげると力を発揮します。逆に、指示があいまいだと、迷ってしまうようです」

一方のCさんは、ITスキルはあまり高くないが、入力は早い。新システムへの移行で、手作業で打ち込む必要がある部分を担当している。

「Cさんはとても素直で、何を頼んでも気持ち良く取り組んでくれます。分からないことがあれば聞いてくるので、間違いが少ない。でも、もう少し自分で考えてほしいので、あえて回答を言わずに、ヒントを投げかけるだけの場合もあります」

若林氏は、それぞれの性格や特性を把握して、良いところを伸ばし、支障が出そうなところは先回りして手を打つ。しかしこれは、精神障がい者に限らず、部下への接し方と共通する心がけやノウハウだろう。

「障がい者だからと気兼ねしているとは互いに窮屈になるので、言いたいことは言います。とはいえ、やはりできることは限られるので、できないことがあっても残念に思わないこと。専門職だと捉えて、必要とし

ている、助かっているという気持ちで常々に伝えることが大切です」

なお、同社では「トライアル雇用助成金」を受給し、今後は他の助成金も活用していきたいとのことだ。

### 本採用前の見極めに、トライアル雇用が重要。

「助成金にかかわらず、在宅勤務でもトライアル雇用は重要」と三井氏は指摘する。障がいによる特性、できる仕事の範囲などを本採用の前に見極める必要があるからだ。

「基本は3カ月。それ以上長くなると、企業側は情が移り、本人の採用期待も高まるので、断りにくくなります。実際、2カ月働いてもらえば、採るべきか否か、ほぼ分かれます」

さて、最後に、テレワークを行う障がい者をどう募集するかを案内しよう。通常は「なかぼつ」<sup>※4</sup>とよばれる各地の支援施設を訪ねるのが近道だが、全国が対象になる在宅勤務の場合、地域を限って探すのは人材発掘の意味に乏しい。

「それで、ちよつと宣伝になります。が、カラフィスでは、人材マッチングのお手伝いをしています。全国の就労支援施設と提携し、テストや面談を経て登録されている障がい者が、現在約70名。全員、居住地で支援者がついていますので、就労中にトラブルがあっても安心ですし、もし不採用と判断した場合でも、現地でのフォローが期待できますよ」

※4「障害者就業・生活支援センター」の通称で、真ん中に「・」があることから「なかぼつ」とよばれる。全国に336カ所設置されている(2021年4月1日現在)。

## 障がい者を雇入する際に活用できる主な公的助成制度(概要)

\*厚生労働省発表の2021年度施策情報に基づいて作成しています。

制度名		要件	受給金額 *中小企業の場合
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	65歳未満の障害者を雇い入れ、雇用保険の一般被保険者として継続雇用すること。 *精神障害者保健福祉手帳を持たない発達障害者は、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」の対象になる。	1人につき、最大120万円 (半年ごとに30万円×2年) 重度障害者等(精神障害者を含む)の場合は最大240万円(半年ごとに40万円×3年) 短時間労働者の場合は最大80万円 (半年ごとに20万円×2年)
	①障害者トライアルコース ②障害者短時間トライアルコース	継続雇用を希望している障害者を雇い入れ、一定期間*の試用雇用を行うこと。 ただし、②は精神障害者(および精神障害者保健福祉手帳を持たない発達障害者)のみが対象。 ※①は、原則3カ月(テレワーク勤務の場合は原則3カ月以上6カ月以内)。精神障害者の場合は原則6カ月以上12カ月以内。 ②は、3カ月以上12カ月以内。	1人につき、最大12万円 (月額4万円×3カ月) 精神障害者の場合は最大36万円 (月額8万円×3カ月+月額4万円×3カ月)  1人につき、最大48万円 (月額4万円×12カ月)

\*上記の「精神障害者」には、精神障害者保健福祉手帳を持つ発達障害者が含まれます。

\*上記各制度について、詳しくは、厚生労働省HP→どんな情報をお求めですか/就労に向けた支援「雇用対策」→施策情報/各種制度「雇用関係助成金」→雇用関係助成金を探す/〈パンフレット〉「雇用関係助成金全体のパンフレット(詳細版)」をご覧ください。

\*上記以外に、障害者雇用に関する助成金として、キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)などもあります。さらに、障害者雇用納付金制度を財源とした助成金や、自治体が独自に制定・施行している助成制度もあります。なお、テレワークに関する助成金としては、人材確保等支援助成金(テレワークコース)があります。

\*障害者を法定雇用率(または一定数)を超えて雇用している場合には、障害者雇用納付金制度に基づく調整金(または報奨金)が支払われます。

(注)

記事中に記載の法令や制度等は取材当時のもので、将来変更されることがあります。詳細につきましては、各専門家にご相談いただきますようお願いいたします。